

延岡市森林環境譲与税活用ビジョン



計画期間 自 令和6年度
至 令和10年度

令和6年3月

延岡市

目 次

第1 延岡市森林環境譲与税活用ビジョンの策定にあたって

- 1 ビジョン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 森林環境譲与税のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 森林環境譲与税の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 森林・林業の現状と課題

- 1 森林整備・素材生産（川上）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 森林資源の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 森林整備・素材生産の現状・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 林道・作業道の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 木材の加工・流通（川中）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 木材の消費拡大（川下）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 担い手の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 森林機能の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3 森林・林業活性化に向けた取組方針

- 1 森林整備・素材生産（川上）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 森林の公益的機能の発揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 林地台帳の整備及び森林経営管理制度・・・・・・・・・・ 9
 - (3) 再造林対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ①所有者負担ゼロによる再造林の推進
 - ②鳥獣による食害対策
 - ③地形条件に応じた天然林化や針広混交林の推進
 - (4) 間伐の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (5) 素材生産安定化の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (6) 小規模林業や自伐型林家の育成・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (7) 林道・作業道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 延岡産材の加工・流通の強化（川中）・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 延岡産材の消費・販路拡大（川下）・・・・・・・・・・・・ 11
 - ①延岡産材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ②延岡産材の地産地消の取組み・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ③延岡産材の販路拡大・サプライチェーン構築の取組み・・ 12
- 4 担い手の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 森林機能の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1 延岡市森林環境譲与税活用ビジョンの策定にあたって

1 ビジョン策定の趣旨

本市の森林資源の多くが木材利用可能となる中、本市周辺に整備された製材工場や木質バイオマス発電施設の高い需要や令和3年上期から外材入荷が減少し国内木材が高騰する「ウッドショック」が発生し、木材価格は高値となり、国内木材の活用が見直されている。一方で、主伐後の再造林を進め森林資源を育成し、次の世代に林業を継続しなければならない。

このような中、森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）が平成31年に創設されたことから、その目的に沿った森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成・確保、木材の利用促進、森林の有する公益的機能に関する普及啓発の事業に譲与税を積極的に活用し、森林資源の確保と地域林業の振興に務めるものとする。

また、森林は二酸化炭素を吸収し、固定するとともに、木材として建築物などに利用することで炭素の長期間貯蔵を可能にするなど脱炭素やカーボンニュートラルの実現に貢献することから、これらの森林機能を活用し、脱炭素の社会づくり・産業づくりに取り組むとともに、間伐等の着実な実施に加え、「伐って、使って、植える」という資源循環型の林業を進める。

これらの取組を計画的かつ効果的な事業の展開を図るため、令和10年度までの取組方針を延岡市森林環境譲与税活用ビジョンとして作成する。

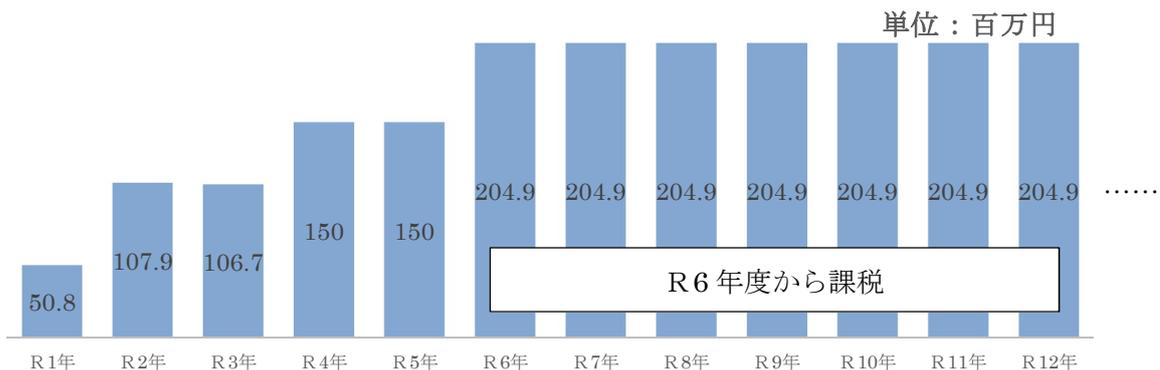
2 森林環境譲与税のしくみ

パリ協定の枠組みの下に、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図る観点から、森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林整備やその施策に関する財源に充てることを目的に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下、「法」という。）が平成31年4月に施行され、同年、法に規定する譲与基準に基づき譲与税が譲与され、令和6年度からは、国内に住所を有する個人に年間1,000円の森林環境税を負担いただくこととなった。

譲与税は、地方固有の財源であり、森林の有する公益的機能の維持・増進に資する一定の目的の範囲内で地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能な財源となっているが、一方で、その活用実績の公表が義務づけられており、国民への説明責任を十分に果たしていく必要がある。

本市には、令和元年度に5,080万5千円、令和2年度に1億792万2千円が譲与され、令和6年度からは、2億497万7千円が譲与される見込となっている。

延岡市に譲与される森林環境譲与税の試算



3 森林環境譲与税の使途

譲与税の使途については、法第 34 条で次の各号のとおり明示されている。

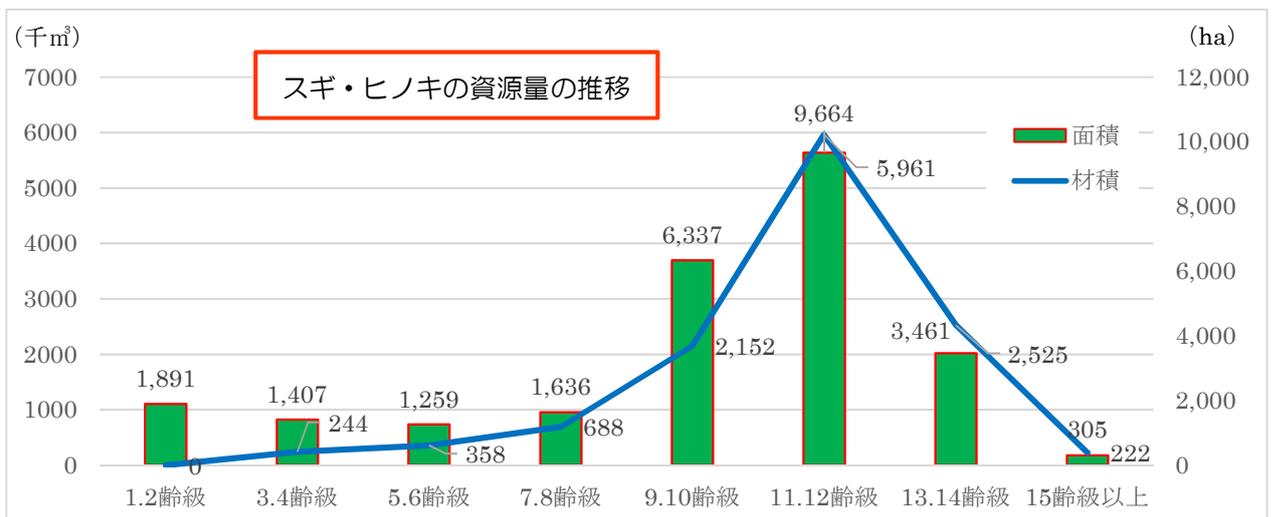
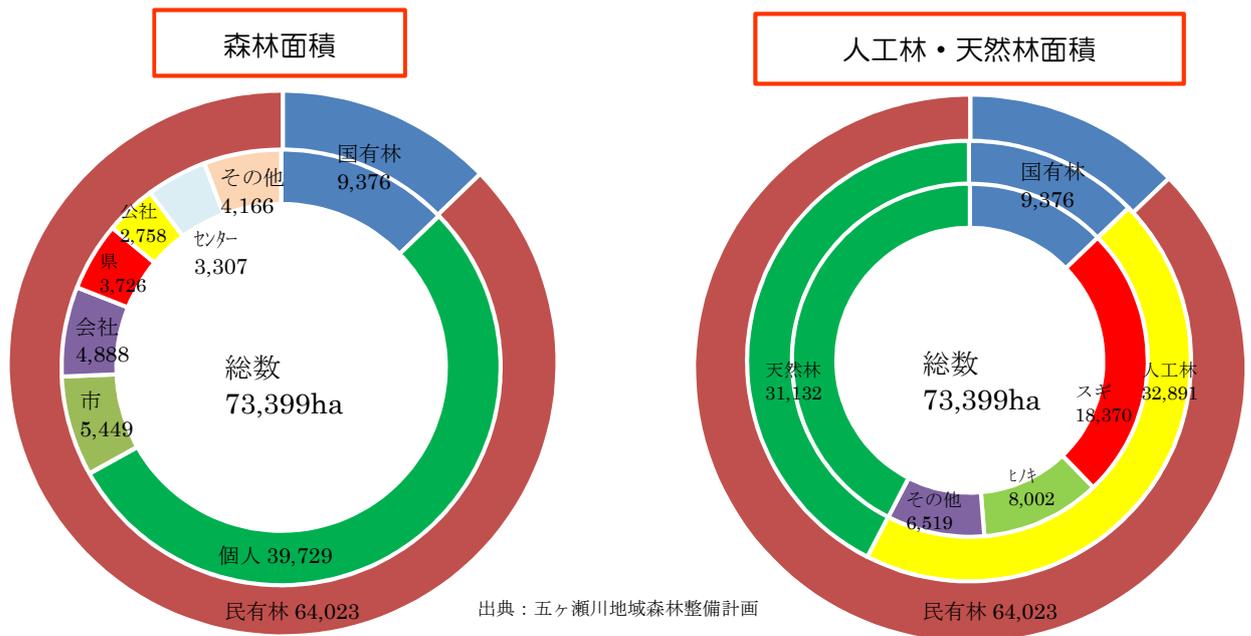
- (1) 森林の整備に関する施策
- (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する施策
- (3) 森林の有する公益的機能の普及啓発に関する施策
- (4) 木材の利用（公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する木材の利用をいう。）の促進に関する施策
- (5) その他の森林の整備の促進に関する施策

第 2 森林・林業の現状と課題

1 森林整備・素材生産（川上）

(1) 森林資源の現況

本市の森林面積は、73,399ha で市総面積の 84.6%にあたり森林資源に恵まれている。この森林面積のうち 12.8%の 9,376ha が国有林、87.2%の 64,023ha が民有林で占められている。民有林のうち人工林は 51.4%の 32,891ha となっており、そのうち標準伐期齢以上のスギ・ヒノキの森林は 61.6%の 20,268ha となっており、多くの森林が伐採期を迎えている。



しかしながら一部の人工林では、適切な間伐が行われなかったことによる樹冠の閉塞した森林や、伐採後の再生林が適切に行われていない森林が散見される。また、相続登記が行われず、管理者不明となった森林や、境界が不明確な森林が存在し、施業の妨げとなっているため、市が管理する林地台帳の精度を高め森林の状況を的確に把握する必要がある。

(2) 森林整備・素材生産の現状

素材生産を取り巻く諸情勢は、周辺自治体に国内最大級の製材工場や木質バイオマス発電施設が整備されたこと、また、令和3年上期からの「ウッドショック」に伴う外材入荷の減に伴い、木材価格は1 m³あたり、15,000円を超えたが、現在は、1 m³あたり、13,000円台で推移している。今後は、バイオマスの利用などにより木材需要は期待されるが、外材入荷の動向により木材価格の下落も懸念される。

このような中で、森林の伐採面積は、令和元年度から令和4年度までの4年間の平均が377.53haとなっているが、これに対し再生林の平均面積は241.38haとなっており、再生林率は63.93%と低く、再生林の取組を積極的に推進し、森林資源量の確保を図ることが課題となっている。

再生林率の推移

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R元～R4平均
伐採届出（主伐のみ）件数	292件	284件	337件	322件	292件	308件
伐採届出（主伐のみ）面積	410.56ha	378.35ha	294.80ha	420.73ha	416.25ha	377.53ha
造林面積	275.73ha	239.49ha	221.12ha	242.28ha	262.65ha	241.38ha
再生林率	67.47%	63.59%	75.19%	61.82%	65.41%	63.93%

（伐採届、森林整備事業実績の集計による）

本市では、平成27年度から、森林の公益的機能を維持する観点から、再生林対策として、国・県の造林事業に市が上乗せ助成し、再生林の下支えを行っている。また、令和4年度からは、国県の支援を受けない林齢の除伐に対しても助成を行い森林の健全な成長に取り組んでいる。

しかし、造林や下刈り、間伐などに携わる担い手の確保が困難な状況となっていることから、人材の育成・確保は優先すべき課題となっている。さらに、伐採から造林までを一貫して行う作業システムの研究やコンテナ苗の導入により、造林作業の軽減と平準化を進める必要がある。

素材生産については、高性能林業機械等の活用による生産性の向上が図られている一方で、比較的施業の容易な林地が減少し、伐採地が奥地化していくことが予想され、生産技術等の向上が必要とされている。

このほか、持続的な森林経営を行うため、森林経営計画に基づく適切な森林施業の実施と、適正な管理を行うことのできない森林については、森林経営管理制度を活用した取組が必要である。

間伐については、路網環境の良否により整備できる森林とそうでない森林とに区分されることから、森林の樹冠の閉塞状況や路網の整備状況などを把握した上で整備を行う必要がある。特に、公益的機能の高い森林については、必要に応じて路網の整備を行うとともに、森林所有者の意向を踏まえた上で長伐期施業への移行や、路網の整備が困難であり手入れの行き届いていない森林については、針広混交林への誘導等を検討する必要がある。

(3) 林道・作業道の現状

林道や作業道等の路網は、林業の経営管理に必要な造林・保育や木材搬出などの素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり重要な生産基盤である。一方で、集落間をつなぐ生活道としての役割をもつ路線があるなど市民生活に密接に関係している。



【整備された林道】

本市の林道は、143 路線 484 k mが整備され、森林基幹道から森林管理道まで様々な規格の路線を有している。林道施設の橋梁やトンネルについては、施設の長寿命化を図るため5年毎に保守点検を実施し、点検結果を踏まえた補修工事を計画的に実施しなければならない。

また、通常の維持管理については、草刈や土砂撤去、舗装打ち換え等の維持補修工事を実施している。さらに、近年の異常気象による豪雨災害は頻発化、激甚化していることから、災害発生後の長期間の通行止めを余儀なくされており、日常の維持管理に加えて、災害を未然に防ぐための対策が必要とされている。

作業道については、総延長 1,250 k mが森林所有者や森林組合により整備されている。一方で、林業の経営管理には重要な施設であることから、作業道の新設とともに既設作業道の維持管理が必要となっている。

作業道の維持管理は、原則として受益者となる森林所有者が行うことになるが、森林の適正な管理や災害防止等の観点から作業道毎の公益性を判別したうえで維持管理の支援も検討することとする。

2 木材の加工・流通（川中）

市内の製材・加工の状況は、ヒノキを専門にラミナ部材や集成材を生産する製材所や、スギを建築材や建設用資材等に加工する小規模の製材所が複数あり、個々の経営戦略により市場や企業に製品を出荷している。

しかし、市内のスギの製材量は、素材生産量に対して大きく下回っており、延岡産材の多くは付加価値を加えない丸太の状態での流通し、山林所有者に還元できる利益が少ない状況にある。このため、経営意欲が低下し森林整備の遅れた森林増加の一因となっていることから、延岡産材の特徴を活かした戦略を講じ、木材製品の価値を高めることが必要となっている。

3 木材の消費拡大（川下）

市内の令和5年の木造住宅の着工戸数は363戸で、年々、減少傾向となっており、市内人口の減少傾向もあることから着工戸数の増加は見込めない状況にある。このため、住宅以外の用途開発や延岡産材の利用を積極的に進める取組みが必要となる。

【住宅着工戸数】

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延岡市	500戸	426戸	459戸	386戸	363戸

【出典：新設住宅着工統計】

公共施設では、野口遵記念館、延岡城・内藤記念博物館などで積極的に木材を利用してきたが、今後建設される施設についても同様に利用を推進していくほか、市民が木にふれあえる機会を創出し、木材の需要の拡大を図らなければならない。

また、首都圏での延岡産材の活用及び販路拡大を図るため、東京都港区や神奈川県川崎市とも連携し、今後、具体的なアプローチの方法を検討しなければならない。



【東京都港区：間伐を始めとした国産材の利用促進に関する協定】



【神奈川県川崎市：市産材を活用した木材製品の展示】

4 担い手の育成・確保

本市の林業経営規模が5ha未満の森林所有者が8,429人と全体の82%を占め、都市型特有の零細経営が多い。林業経営体数は、233経営体（2020年農林業センサス）であり、10年前と比較して369経営体（△37%）が減少し担い手不足は深刻さを増している。

一方で、全国の産業別労働災害発生率が他産業に比べ非常に高い割合で推移していることを踏まえ、林業就業者の就労環境の改善、労働安全の確保等が必要であり、本市も積極的な支援に取り組まなければならない。

本市の素材林業事業者は、中・小の事業者が多いことや、新たな事業者が参入していることから経営基盤の整備などを支援し、森林経営を担う優良な経営体を育成する必要がある。

また、森林所有者の多くが経営困難な状況にある中で、集落内の林業経験者が中心となって地域密着型の林業経営を行う取組や、長伐期多間伐施業を主体とする自伐型林業を研究している林業者などが森林整備を実践しており、新たな担い手として期待されている。

平成31年4月に開講し、林業現場へ人材を供給しているみやざき林業大学校は、林業で働く就業者へ知識の習得や技術・技能研修を通して林業担い手の確保に努めていることから、本市も連携して研修の支援に取り組む必要がある。さらに林業に従事して3年以内の新規林業就業者に対する支援を行うことで、林業就業への誘導を図り林業の担い手確保へつなげる。

組織形態別経営体数の状況

単位:経営体

年度	合計	法人化している						その他 の法人	法人化 してい ない
		会社			各種団体				
		小計	株式会社	有限会社	小計	森林組合	その他 の団体		
2010	602	5	5		21	1	20	2	574
2015	406	5	5		21	1	20	1	370
2020	233	13	13			1	16		203

(出典:農林業センサス)

5 普及啓発

国民の森林への関心が高まる中、市内においてはボランティアが参加する植樹活動や、みどりの少年団の学習の場として森林が利用されている。

特に、毎年3月中旬に開催される延岡アースデイや企業による森林づくり活動も積極的に行われており、多くの市民が参加し地球環境の保全等を目的として植樹活動などが実施されている。

今後は、既存事業の継続に加えて、持続可能な社会づくりに関連した木育イベントをはじめ、森林や木にふれあえる機会の創出や、児童・生徒を対象に森林・林業への関心を高めるイベントなどを通して、森林の公益的機能への理解を深めていく必要がある。

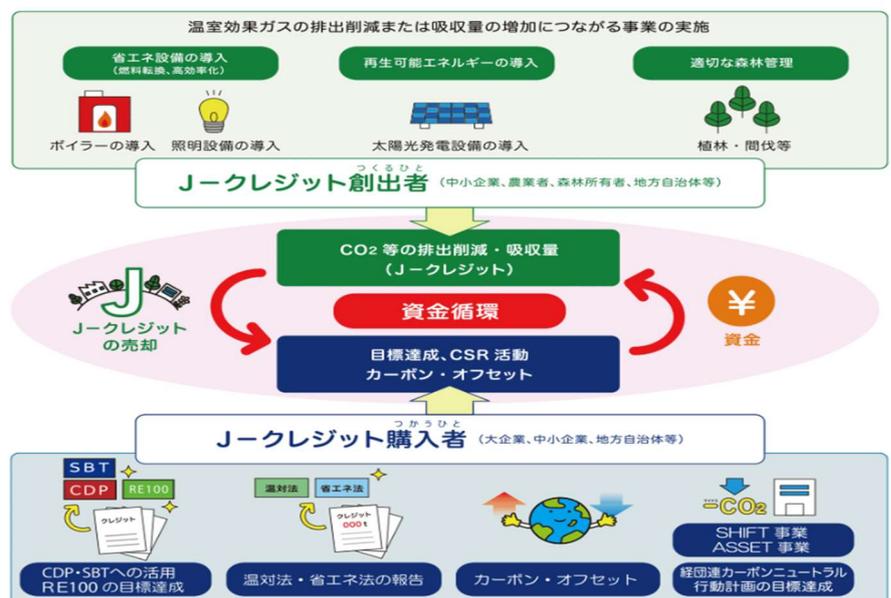


【市民参加によりトラックの森植樹】

6 森林機能の活用

本市は、県内最大の森林面積を有し、例年 100ha 程の間伐施業が実施され、それに伴う木材の成長による二酸化炭素の吸収も大きく、間伐面積 1ha 当たり標準では、年間 5 トン～7 トンの二酸化炭素の吸収量が見込まれる。地球温暖化対策やSDGsの取組に寄与する、森林の持つ公益的機能・二酸化炭素の吸収について、森林資源の確保と併せてこの森林の機能を最大限に活用することが求められている。

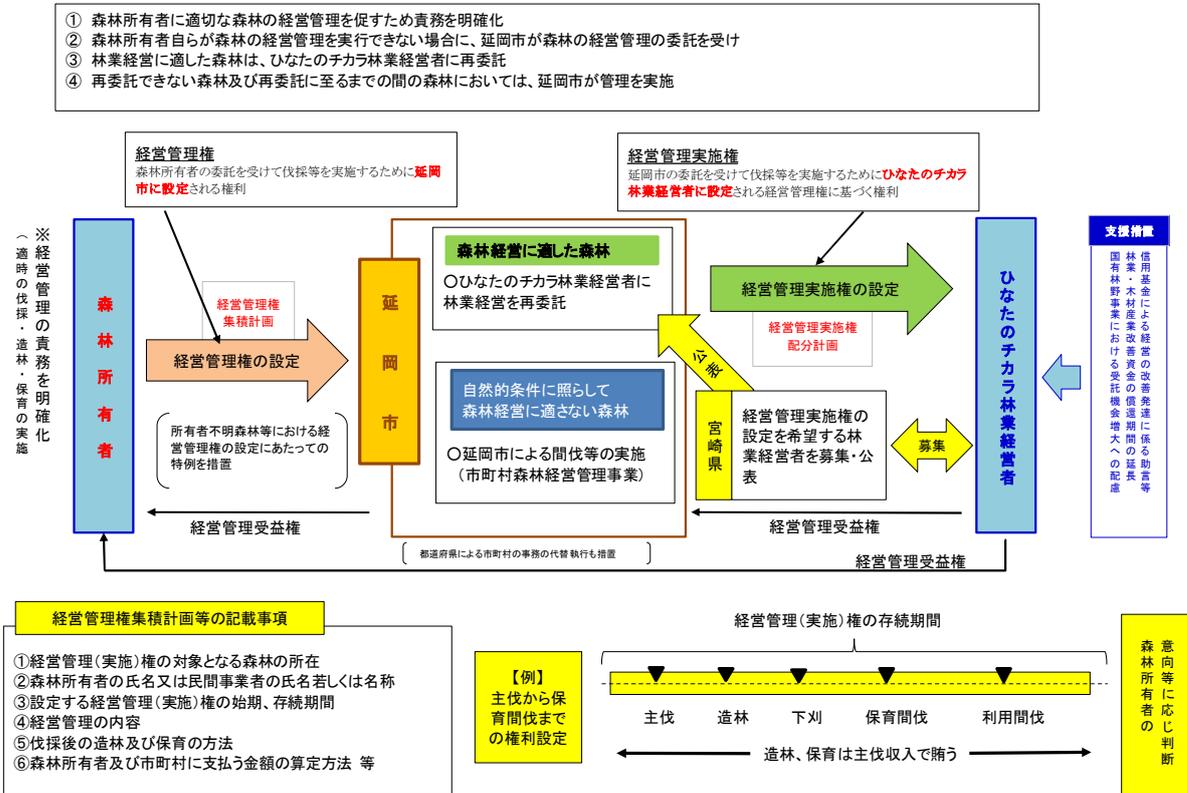
【J-クレジット創出・活用】



第3 森林・林業活性化に向けた取組方針

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律と同時に施行された森林経営管理法においては、適切な森林管理を促すため、森林所有者が自らの森林を適切に経営管理することや、森林所有者自らが森林の経営管理を実行することが困難な場合には、市が森林の経営管理の委託を受ける制度が創設されたところである。

森林経営管理法に基づく森林経営管理制度(新たな森林管理システム)の概要



譲与税は、この制度の円滑な運用を図る財源に充てるほか、森林整備、担い手の育成・確保、木材の利用促進、森林機能の普及啓発に係る目的に使用し、効果的な事業の展開を図ることとする。なお、国際連合の定める持続可能な開発目標 (SDGs) においても、目標 15「陸の豊かさを守ろう」で、森林の持つ公益的機能の役割が示されている。本ビジョンにおいても、SDGsに示されている目標を踏まえ、適切な森林経営管理を進めていくこととする。

1 森林整備・素材生産 (川上)

公益的機能を維持増進する森林づくりをすすめるため、森林調査(所有者や境界の確認)を行うとともに、森林整備の遅れている森林や既存の事業等で管理のできない森林については、必要な施策を講じるものとする。

(1) 森林の公益的機能の発揮

経済林については、伐って、使って、すぐ植える資源循環型林業や適切な間伐を促進します。また、奥地の山林で作業道の整備が困難な理由などにより、経済林としての機能を発揮できない森林についても、保水力や治水力など公益的機能の維持を図る観点から、適切な間伐などの管理に努め、「適地適木」の考えにより、針広混交林や天然林への誘導を図り、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などの公益的機能が発揮できる環境林を育成する。

(2) 林地台帳の整備及び森林経営管理制度

市が管理する林地台帳は、適正な森林整備に必要な情報提供に用いるほか、伐採届出等の事務の円滑化や森林経営管理制度の実施にあたり基礎的情報となる。

一方、地籍調査が完了していない山林については、森林所有者の探索に支障があることから、リモートセンシング技術を活用した森林境界明確化事業を計画的に取り組み、地番候補図の作成を行い、林地台帳に反映し森林整備の推進を図る。

【地籍調査及び森林境界明確化事業による調査面積】

区 域	地籍済面積	境界明確化済面積	進捗率	うち林地 402.35k m ² 64.00%
延 岡	66.04 k m ²	6.04 k m ²	27.19%	
北 方	67.52 k m ²	21.01 k m ²	57.54%	
北 浦	103.04 k m ²	0 k m ²	99.51%	
北 川	174.09 k m ²	0 k m ²	73.12%	
計	410.69 k m ²	27.05 k m ²	57.49%	

森林経営管理制度の実施にあたっては、延岡市森林経営管理制度推進方針に基づき計画的に森林の意向調査を実施する。

この調査により森林所有者が管理できない森林のうち、経営に適した森林については、ひなたのチカラ林業経営者に経営管理実施権の設定を促し、森林の適正管理に努める。また、経営に適していない経営管理実施権の設定が困難な森林については、市が経営管理権を設定し、公益的機能の維持・増進が必要とされる森林を整備し、延岡市森林整備計画により公益的機能森林に位置づける。



【森林境界明確化事業（地元協議）】

(3) 再造林対策

今後も主伐面積は一段と増加することが予想されるため、引き続き、森林経営計画等に基づき計画的な伐採と、宮崎県森林・林業長期計画に定める再造林率の目標 80%の達成に向け森林資源量の確保を図る。

①所有者負担ゼロによる再造林の推進

伐採後の再造林の取組や再造林後の下刈り等の保育施業等に対し、森林環境譲与税や企業版ふるさと納税制度による寄付金を活用し、所有者負担をゼロとし、「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業に取組み、また、伐採と造林の一貫作業システムや、エリートツリーの導入、ドローンを利用したコンテナ苗運搬等の最新技術について、市有林や市行分収造林地での実証試験を行いながら私有林への普及を図る。

②鳥獣による食害対策

再造林（植林）後、鳥獣による食害被害に対し、有害捕獲体制の強化や侵入防護柵の整備に取り組む。また、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、国の研究機関と連携して、のべおか里山塾を開講し、鳥獣対策の理解を深めるとともに鳥獣被害対策に従事する人材の育成に取り組み、鳥獣による食害被害の軽減を図る。

③地形条件に応じた天然林化や針広混交林の推進

地形条件の良い林地では、スギ等の針葉樹による再造林の推進を図るが、作業道等が未整備な奥地や起伏が大きい林地、山地崩壊や土砂の流出などの恐れがある急傾斜地においては、尾根や傾斜地に帯状に広葉樹を植林、または天然林化を促し、緩傾斜地には針葉樹を植林し、針葉樹と広葉樹からなる針広混交林の森林整備を推進する。

この取組により、地力の維持や水源のかん養、土砂の流失防止や生物多様性の確保など、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努める。

（４）間伐の推進

スギ・ヒノキの人工林については、管理不足の森林が散見されるため、延岡市森林整備計画で定めた基準により間伐を実施する。

間伐の実施にあたっては、林地台帳の施業履歴や森林組合等との連携により、間伐すべき森林情報を把握し間伐につなげる。なお、自ら適正な森林経営が行えない森林については、森林経営管理権の設定を促し整備を実施することとし、例えば、路網の整備等が困難であり採算の取れない森林など



【間伐施業された森林】

については、森林所有者の同意を得て針広混交林に誘導するなど、森林の条件にあった施業を行う。

（５）素材生産安定化の対策

素材生産の効率化を図るため、大規模な素材生産事業者が高性能林業機械等の整備を行う場合は、国・県の事業を中心に導入を支援することとし、中・小の素材生産事業者については、市独自の支援事業の活用を進めるなど、主伐から間伐に対応できる意欲と能力のある林業経営者を育成する。また、架線技術者を始めとした林業技術者の育成は、素材生産のためには不可欠な技術であることから、県事業と連携しながら技術者の養成を図る。

（６）小規模林業や自伐型林業の育成

本市の森林所有者は零細な経営状況にあり、森林所有者から委託され森林を管理する場合も森林の集積が困難な場合が多く林業経営は厳しい状況にある。このため、地域の事情を熟知する林業経験者の技術を磨き小規模林家を育成し、地域密着型の林業として集落林業を推進するとともに集落における里山林の保全活動の取り組みを推進する。

また、森林所有者から森林整備等の委託を受け施業を行う自伐型林業の取り組みを支援することで、森林が適正に管理され、長伐期多間伐施業が進み、多様な森林の造成につながり、

コミュニティ林業推進事業により研修の取組みを支援することで、林業就業への誘導を図り林業の担い手確保へつなげる。

(7) 林道・作業道の整備

林道の整備については、経済林として適正な森林管理を進め、森林のもつ公益的機能を保全するため、地域再生計画に則した路線について計画的に整備を進める。

また、災害発生時の長期間の通行止めを解消するため、林道パトロールを行い、異常箇所や災害の把握を早期に行い、早い段階で改良や復旧に努める。さらに、路面洗掘等が災害の原因や通行の支障となっている路線については、路盤工や排水施設を整備することにより、災害発生のリスク解消に努める。

作業道の開設については、森林整備事業に伴う国・県事業の制度事業の活用を基本とするが、国・県の制度事業に該当しない場合は、市独自の支援を実施することで、森林資源の確保や森林機能の維持、発揮など、森林整備の推進に努める。

維持管理については、受益者となる森林所有者の管理を原則とするが、森林施業の計画に合わせて、資機材の支援を行うことで路面洗掘防止や路側決壊箇所等の改良・補修など、適正な森林管理を促すこととする。

2 延岡産材の加工・流通の強化（川中）

市内で生産される木材のほとんどが原木で出荷されていることから、市内企業の技術やアイデアを活かした木製品の試作・研究、販売戦略等を支援し、延岡産材の商品を開発することで木材の利用促進につなげるとともに、川上への利益還元等を促し、持続可能な森林経営を推進することとする。

また、素材生産事業者への高性能林業機械等の整備への支援に加え、製材・加工機械等の整備を積極的に支援し生産の効率化・高度化を図る。また、消費者となる川下へ延岡産材を確実に届けるため、森林所有者、素材生産事業者、木材市場、製材工場でのサプライチェーンの構築に向け検討する。

このほか、クリーンウッド法（CW法）に基づく合法木材であることを担保するとともに、木材の流通や加工のプロセスを明らかにするため、FSC、SGEC等森林認証制度の導入について研究する。



【市産材を活用した木製遊具】

3 延岡産材の消費・販路拡大（川下）

①延岡産材の活用

新たな木材の需要拡大を図るため、野口遵記念館、延岡城・内藤記念博物館等の公共施設には積極的に延岡産材を使用してきたが、今後は、譲与税の木材利用としての用途を明確にするとともに、市営住宅等の公共施設（公共性の高い民間施設）についても、引き続き譲与税の活用による延岡産材を利用することで、林業事業の振興を図るとともに、木材活用に係る脱炭素の取組を進め、市民が木材への愛着と関心を高める機会の創出を図る。

また、南方地域や黒岩地域における特色を活かした地域振興対策に伴う施設整備（交流施設整備）等においても延岡産材を利用し、木材利用の更なる活用を推進する。

②延岡産材の地産地消の取組み

市内で伐採された木材は、市場を通じて市内外で利用されているが、市産材の市内での活用を図る観点から、素材生産事業者や木材市場等が連携・協力し、搬出された木材が市産材であることの認証制度の導入検討や、市産材を活用した木材製品の推進など、市内で生産された木材が市内で消費される木材の地産地消の取組を推進する。

更に、譲与税の使途として森林の少ない大都市が木材利用を積極的に進めることが予測されることから、延岡産材の利用について首都圏の自治体や消費者等に対してPR活動を行うとともに、市内企業とのマッチングの機会を設けることとする。また、連携型みらい林業創出モデル事業、いわゆる林業の6次産業化を進めることで、市内企業の技術力を研鑽し新商品開発を進めるとともに、建築基準法の改正（4号特例）を遵守した木造建築材の提供を推進する。

③延岡産材の販路拡大・サプライチェーン構築の推進

延岡産材の利用は、市内での公共施設や戸建住宅等での活用を図るとともに、大都市圏での活用を図る必要がある。これまで、東京都港区や神奈川県川崎市との連携により、延岡産材の活用につなげるため、また、延岡産材製品の普及を図るため、延岡産木材製品の展示等に係る支援や大都市圏への輸送費用の支援に取り組んでいるが、引き続きこの取組を支援し延岡産材の利用を促進し販路の拡大を図る。

また、延岡産材の利用促進を進めるため、生産・加工・流通・建築などの各事業者が参画するサプライチェーンの構築を推進し、延岡産材の更なる活用や本市木材産業の振興に努める。

4 担い手の育成・確保

林業従事者の高齢化の進行、後継者不在の状況や他産業との競争により、林業担い手の確保は厳しい状況にあることから、森林整備を担う林業者や林業事業者の支援を行うこととする。

平成31年4月に開講したみやざき林業大学校では、知識の習得や技術・技能の研修が実践され、即戦力としての担い手確保が期待されている。本市においても、みやざき林業大学校と連携した研修支援対策に取り組むとともに、新規就業者を雇用する林業事業者への補助金の支給、林業に関する各種資格取得等の費用負担の軽減、就労環境等の向上に資する支援などを通じて担い手の育成・確保を図ることとする。



【みやざき林業大学校研修】

5 普及啓発

森林や木にふれあえる機会の創出や、市内小・中学校や高校、大学と連携した森林体験学習、一般市民を対象とした林業体験等を通じて森林・林業への関心を高めるとともに、木育の取り組みを通じて森林の必要性や森林の公益的機能への理解を深めていくこととする。



【市民参加によるアースデイ植樹祭】

また、市民や自治会、みどりの少年団が参加する森林づくり活動を推進することで、森林環境教育の機会や健康づくりの場としての活用を図る。さらに、市民の森林への関心を高める取組として、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを核として森林を活用した森林学習等が体験できる森林空間の整備に努めるとともに、木材とのふれあいを通して、森林・林業の公益的機能への理解を深める機会を創出することとする。

6 森林機能の活用

森林は、二酸化炭素の吸収をはじめ、水源のかん養機能など森林の持つ公益的機能を維持・増進することで地球温暖化対策やSDGsの貢献に寄与する。この森林の機能を最大限に活用し、二酸化炭素吸収に係る森林由来のJ-クレジットの創出の取組を推進する。

また、この取組により、2050年、カーボンニュートラルに向けて地域をはじめ、産業分野での脱炭素社会づくりを推進する。

さらに、J-クレジットの創出により得られる経済的価値を森林整備につなげ、脱炭素社会の継続と森林整備の資源循環の地域づくりに努める。



【延岡市「森林由来のJ-クレジット協議会」】

【木質バイオマス】

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

【ウッドショック】

ウッドショック（Woodshock）とは、2021 年前半にアメリカ合衆国で発生した、木材価格の急騰とそれに付随した様々な問題。日本では、輸入木材の価格高騰や調達困難の形で波及し、国内産の木材の活用が増加し、木材価格の高騰につながった。

【パリ協定】

2020 年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組み。2015 年パリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締結国際会議」で合意された。

【樹冠】

樹木の枝と葉の集まりをいい、上層の部分を陽樹冠、下層の部分を陰樹冠という。

【コンテナ苗】

コンテナ苗は、林業先進地の北欧などで実用化されている硬質樹脂等で作られたコンテナ容器で育苗された根鉢付きの苗木。コンテナ苗は根に培地がついている状態で植栽することから、植えやすく苗の取扱いが簡単、活着が良い、植栽適期が長いなど多くの効果が期待されている。

【針広混交林】

針広混交林とは森林の最上層である林冠層で、針葉樹と広葉樹とが混ざり合っている森林。

【ラミナ材】

集成材の一つの層を構成する木材のこと。一枚のひき板とひき板を縦接ぎ、幅接ぎして一定の長さ幅に集成したひき板。

【集成材】

ラミナ材を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。

【長伐期多間伐施業】

伐期施業とは、伐採の時期を通常の 2 倍程度に延ばす施業のことで、植栽後 40 年次以降、10～15 年間に 1 回の割合で利用間伐を繰り返す。

【自伐型林業】

自伐型林業（じばつがたりんぎょう）は、森林所有者が経営・管理・施業を委託する林業形態から、農家林家などによる自家伐採と 6 次産業の持続可能な森林経営手法。

【J-クレジット】

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

【経済林】

林木を計画的に育成し、経済的に利用することを目的とする森林で生産業の対象としての森林。

【環境林】

環境的な側面から、主として水源かん養などの公益的機能の発揮を重視する森林。

【適地適木】

適地適木・その立地（主に土壌）に最も適した樹種を選んで植栽すること。

【リモートセンシング】

航空機など地上より離れたところから、陸上などの情報を得る技術。航空機などが搭載したセンサーにより地形や樹種などを取得する技術もその一つ。

【ひなたのチカラ林業経営者】

宮崎県が登録した林業経営者で、自己又は他人の森林において、造林、保育、素材生産等の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有する民間事業者。

【エリートツリー】

最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合せ、その中から更に選ばれた苗木（第2世代以降の精英樹）。初期成長の早さが特徴で、材質や通直性に優れている。

【サプライチェーン】

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。

【クリーンウッド法（CW法）】

素材生産に係る伐採届の情報義務化など、木材の伐採から加工まで木材の合法性を確認する制度。

【FSC森林認証】

適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林から木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」の認証制度で、国際的な制度。

【SGEC森林認証】

適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林及び経営組織などを認証する日本独自の認証制度。森林から生産された木材・木材製品にラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援する取組。

【建築基準法の改正（4号特例の縮小）】

2022（令和4）年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）により、令和6年4月から木造戸建住宅の建築について、「省エネ基準適合」が義務付けられるなど建築確認手続きより厳格となる。

【祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク】

大分県と宮崎県にまたがる祖母・傾・大崩山系は、急峻な岩峰や数々の渓谷など独特の景観美と原生的な自然を併せ持ち、希少動植物の宝庫としても知られている。この地について、自然と人とが共生しながら一層地域が発展していくため、祖母・傾・大崩山系周辺地域の自治体（大分県、佐伯市、竹田市、豊後大野市、宮崎県、延岡市、高千穂町、日之影町）が連携し、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の登録を目指す取組を進め、2017年6月、ユネスコ MAB 計画国際調整理事会において、登録地として決定された。

【カーボンニュートラル】

カーボンニュートラルとは、現在排出されている温室効果ガスを、人為的に吸収もしくは除去していくことによって、実質的に排出量をゼロにすること。

※カーボンニュートラルとカーボンオフセットの違い

「カーボンニュートラル」とは、現在排出されている温室効果ガスを、人為的に吸収もしくは除去していくことによって、実質的に排出量をゼロにすることであるが、「カーボンオフセット」とは、「オフセット」とは「埋め合わせる」という意味があり、削減できなかった分を他者の削減分で埋め合わせることを指す。

